

平成 29 年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

会 議 錄

第 2 回 (10 月) 臨時議会

10 月 31 日開会～10 月 31 日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会



平成29年第2回（10月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○閉議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名について	2
○会期の決定について	2
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	2
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
○閉会の宣告	11
○署名議員	12



平成29年第2回（10月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会

議事日程（第1号）

平成29年10月31日（火曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第10号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
日程第4 請願第1号 伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（8名）

1番 波多野 靖 明 君	2番 間 野 みどり 君
3番 西 島 信 也 君	4番 杉 山 誠 君
5番 笹 原 恵 子 君	6番 八 木 基 之 君
7番 柴 田 三 敏 君	8番 田 中 正 男 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管理 者 菊 地 豊 君	副 管 理 者 小 野 登志子 君
会計管理 者 長谷川 文 子 君	事 務 局 長 浅 田 茂 治 君
計 画 係 長 渡 辺 一 仁 君	計 画 係 長 小柳出 伸 幸 君

---

職務のため出席した者の職氏名

書 記 川 口 浩 司

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（田中正男君） 皆さん、おはようございます。ご苦労様です。これより平成29年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（田中正男君） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（田中正男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（田中正男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、2番間野みどり議員、3番西島信也議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（田中正男君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（田中正男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中正男君） 日程第3、議案第10号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 皆さん、おはようございます。議案第10号について、提案理由を申し上げます。本案は、本年5月の「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員等の旅費に関する条例」の一部改正に伴い、当組合議会議員への日当支給に影響を与えたため、本条例を改正し、組合議員への日当支給を元の状態にしようとするものでございます。

詳細について、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（田中正男君） 説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 浅田茂治君登壇〕

○事務局長（浅田茂治君） おはようございます。それでは、議案第10号「伊豆市伊豆の

国市廃棄物処理施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、内容の説明をさせていただきます。

議案書1頁をご覧ください。本年5月に行いました当組合臨時会において、「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員等の旅費に関する条例」の一部改正について、議決をいただき、条例改正を行わせていただきました。この改正は、当組合の会計事務を委託している伊豆市の規定に合わせ、当組合の職員の出張時に支給される日当を廃止し、実費と旅行諸費として200円を支給することとしたものでありましたが、当組合議会の議員の皆様が組合議会等の公務に出席した際に支給する日当の根拠につきましても組合職員等の旅費に関する条例に振ってあったため、現在、組合議員の皆様にお支払いする日当の根拠がなく、日当がお支払いできない状態となっております。

本条例改正は、組合職員等の旅費に関する条例の改正前、また、伊豆市、伊豆の国市の取扱いと同様、組合議員が議会等公務を行った際の日当を支給できるようにするために行うものです。

3頁の新旧対照表をご覧ください。第4条第3項で、市内において議員が公務を行つた際の日当について定めがありましたが、先程申し上げたとおり、組合職員等の旅費に関する条例に振ってあつたため、4時間を超える場合の日当の額を2,600円、4時間以下の場合を1,300円とし、適用範囲も市内だけではなく、日本国内に変更しております。

最後に、本改正条例の適用日ですが、本年5月の臨時会を開催した、本年5月10日から適用とさせていただきます。

以上で、議案第10号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、説明を終わります。

○議長（田中正男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

[発言する者なし]

○議長（田中正男君） 質疑がありませんので、討論に入ります。最初に、本案に対する反対討論の発言を許可します。

[発言する者なし]

○議長（田中正男君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許可します。

[発言する者なし]

○議長（田中正男君） ありませんね。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第10号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（田中正男君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中正男君） 日程第4、請願第1号「伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書」を議題といたします。紹介者から、説明を求めます。3番、西島信也議員。

[3番、西島信也君登壇]

○3番（西島信也君） 3番、西島信也でございます。私は、ただいま議長からお話をありました「伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願」、これが出ておりますので、私は、紹介議員として、請願の趣旨説明を行わせていただきます。この請願書がありますが、これを読ませていただきます。伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書。伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会、田中正男議長様。請願者住所、伊豆市青羽根27番地の1、クローバー伊豆、代表土屋通夫。紹介議員、私、西島信也でございます。

請願の趣旨。2017年8月3日に開催された平成29年第2回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を傍聴しました。傍聴者には詳細な資料は配布されないままに行われた議会では、1件の行政報告に続き2議案が提案され認定・可決されましたが何を議論しているのかほとんど理解できないものがありました。

また、西島議員は一般質問で以下のような質問を行いました。①処理規模1日83トンの根拠。②発電施設の必要性、経済的合理性。③処理方式がストーカ炉となっていますが、いったいどういったものなのか。④事業方式DBOとはどのような事業方式なのか。⑤建設費はどれだけかかるのか。⑥建設後維持管理費はいくらかかるのか。⑦どのような入札方法を行うのか。こうした質問に対し、菊地管理者や事務局長からは納得できる明快な回答がありませんでした。80億円から100億円もの建設費が必要と言われている一般廃棄物処理施設建設（以降、ごみ処理施設とします）の詳細な情報が議会や市民にはほとんど知らされないままに事業が進んでいくことに危惧を感じます。

ごみ処理施設建設について理解できない、あるいは疑問を持った点を以下に記します。

（1）ごみ処理施設規模83トンの根拠について。平成27年度伊豆市、伊豆の国市の一般廃棄物処理実績は以下のようです。伊豆市8,906トン、伊豆の国市12,468トン、合計21,374トン。300日稼働とすると1日当たり71.2トンとなります。組合の資料によると、ごみ処理施設稼働予定の平成34年度の人口予測は、伊豆市3万人、伊豆の国市4.6万人。そして、平成32年度には伊豆市2.3万人、伊豆の国市4.26万人とされています。しかし、稼働予定の平成34年度のごみの量は21,517トンと増加しているのです。今後、伊豆市、伊豆の国市の人ロ減少、観光客の減少、そしてごみの減量化、資源化をさらに推進することによりごみはさらに減っていく可能性があります。

平成34年度でごみ量が増加する要因とされている具体的な内容にも疑問があります。ごみ処理内容が伊豆市と伊豆の国市で大きく違っているのです。伊豆市では剪定枝ごみ236トンを焼却するが伊豆の国市は無い。また、伊豆の国市では農業用残渣440トンを焼却するが伊豆市ではない。更に、その他プラスチックごみは、伊豆市90トン、伊豆の国市365トンと大きな開きがあります。同じ焼却炉で燃やす内容が何故このように両市によって大きく異なるのでしょうか。また、災害ごみが7.5トンも含まれていますが、本当に必要なものでしょうか。

人口減少、観光客の減少、伊豆市伊豆の国市のごみの内容の相違、ごみの減量化、ごみ資源の資源化等の一層の推進等を勘案しても1日当たり83トンの妥当性に疑問を持たざるを得ません。83トンという想定についての変更の余地はないのでしょうか。

（2）組合が採用を予定しているストーカ方式とはどのような方式であり、組合がストーカ方式を採用するに至った経緯とこの方式の特徴はどのようなものでしょうか。

（3）発電施設の必要性と経済的合理性について。発電施設を併設する必要性はどこにあるのでしょうか。発電施設建設によって10数億円の建設費が必要となります。また、

発電施設のランニングコストが当然かかってきます。組合の説明によれば、発電した電気はごみ処理施設内で消費することでした。計画通り20年間稼働した場合の発電施設建設費とランニングコストの合計と、電力会社から電気を購入した場合の比較はどうになっているのでしょうか。また、発電の必要性から燃やす必要のないものまで燃やしてしまうことへの懸念があります。発電施設が併設されていない他自治体との比較等を勘案しながら、発電施設建設の必要性への議論が必要ではないでしょうか。

次に、(4) 建設費の概算総額について。廃棄物処理施設建設費用は当初70数億円程度とされていました。組合が行った大手3社へのアンケートの回答ではストーカ方式による建設費概算は、A社74.7億円、B社140.5億円、C社105億円となっております。この大手3社の見積りには大きな差があります。同じ仕様の見積りでA社とB社の約2倍の差はいったいどこから出てくるのでしょうか。新ごみ処理施設基本計画検討委員会第4回議事録には、建設費として96.3億円という数字が書かれています。この3社合計を単純に平均した金額が107億円であり、それに対して10%の減額が期待できるとした場合の値として出てくるのです。大手3社の見積額の平均が基準となって建設費が設定されていくことが正当なのでしょうか。B社のように高額な金額が出されなければ当然平均値が上昇します。人口減少による市税の減少や国からの交付金が毎年減少していく中で両市の財政運営はますます難しいものになることは必至であります。建設費を抑制するための議論がさらに求められていくのではないかでしょうか。

次に、(5) DBO方式の運営費方法について。ごみ処理施設建設は両市が設備資金を出し、運営は民間に委託するというDBO方式を採用する方針が示されています。DBO方式による運営は15~20年が一般的とされています。当組合は、何年を予定し、その場合の運営費総額はどれくらいを想定しているのでしょうか。運営委託先の責任範囲と組合の責任の範囲はどのようなものになっているのでしょうか。また、運営費の財源と両市の負担割合はどのように見込んでいるのでしょうか。

(6) ごみ処理施設建設費と運営費の合計を見込んだ両市の財政シミュレーションについて。ごみ処理施設建設費と運営費の総額はどれくらいであり、その総額に対しての両市の一般会計からの負担金、循環型社会形成推進交付金、一般廃棄物事業債はどれくらいを見込んでいるのでしょうか。両市の負担割合も含めた財源に対する両市の財政シミュレーションはどのようにになっているのでしょうか。ごみ処理施設の必要性は認めても、それがどのように市財政や市民生活に影響を及ぼすのかは市民の大きな関心ごとです。

(7) 入札方式と応募条件について。ごみ処理施設建設の入札方式は、総合評価方式かプロポーザル方式とされています。それぞれはどのような入札方式でしょうか。入札方法をめぐっては発電実績がない会社は入札に参加できない可能性もあるとされています。発電実績がない会社が排除された場合は、競争原理がうまく機能しなくなる恐れがあります。建設費を可能な限り抑制して行く為には大手に偏ることのない入札が行われることが求められていくのではないかでしょうか。

(8) ごみ処理施設建設のオリンピック後への選択肢について。東日本大震災の復旧事業や東京オリンピック関連事業などによる資材や人件費の高騰がごみ処理施設建設費の高騰を招いていると言われています。こうした状況の中で、沼津市ではごみ焼却場建設をオリンピック後に延期しました。伊豆市伊豆の国市ごみ処理施設の当初計画段階では70数億円くらいとされていた建設費は、組合資料によると、決定された金額ではない

と書かれていますが、96.3億円と大幅な増額が示されています。建設費の高騰が両市の財政や市民生活へ与える影響は計り知れないものとなる恐れがあります。ごみ処理施設建設を東京オリンピック後に先延ばしする可能性についての議論も必要ではないでしょうか。

以上のように、新ごみ処理施設建設については、多くの問題点や疑問をはらんでいます。しかし、市民が新ごみ処理施設建設について情報を得る手段は、一部事務組合のホームページなどが主であります。一部組合の存在自体を知らない市民も多く、そのホームページを閲覧する市民の数はほんの少数であることが推測されます。これでは情報はほとんど伝わっていないと思います。

最後の頁ですけれども、請願項目。クローバー伊豆は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合に対し次の事項について請願趣旨に沿った詳しい情報公開を求める。情報公開の方法は、一部事務組合のホームページ上だけではなく、多くの市民が参加できる市民説明会の開催や、一部組合の発行する広報誌など、市民が気軽に参加し、情報を得ることができるように工夫をしていただきたいと思います。なお、この請願に対する回答は、平成29年12月末日までにいただけるようお願いいたします。この請願項目を再びちょっと読みますと、(1) ごみ処理規模83トンの根拠、(2) ストーカ方式決定の経緯とその特徴、(3) -1発電施設の採用の必要性、(3) -2発電施設採用の有無による建設費と維持管理費の比較検討データ、(4) ごみ処理施設建設費の概算、(5) DBO方式における運営方法と運営費の概算、(6) ごみ処理施設建設費と運営費に係る財政シミュレーション、(7) 入札方法と入札条件、(8) ごみ処理施設建設の東京オリンピック後の先延ばしの可能性についての検討。請願書の内容は、以上でございます。

ここで、本請願について、私、紹介議員ですが、紹介議員として補足説明を述べさせていただきます。

この度、伊豆市、伊豆の国市共同で10年前から計画している一般廃棄物処理施設建設につきましては、いろいろと糾余曲折がありました。その候補地は、伊豆市佐野に決定しているところであります。この施設の建設については、両市の市民の思いが詰め込まれた安心、安全、そして効率的な施設にすることが求められております。そして、もう一つ重要なことは、経済的に優れた施設でなければならないということです。伊豆市、伊豆の国市とも御多分に漏れず、人口は減少しておりますが、特に、伊豆市はそのスピードが他の自治体の群を抜き、平成16年の合併以来、13年間で38,000人いた人口が、6,000人以上減少しております。これは、とどまる気配も全く見当たりません。10年後、20年後には、伊豆市は消滅してしまうのではないかという危険性すら囁かれております。そんな中、これは最近の当局の試算では、建設費に115億円、20年間の維持管理費に建設費とほぼ同額の費用がかかると言われております。この収入の方でありますけど、借金が大部分を占めるのですけれども、この巨大な借金は、必ず次の世代にツケが回ってくるわけあります。我々の子や孫を苦しめないためにも、過剰な投資は避け、コンパクトな施設として、極力、建設費や維持管理費を押さえなければならぬと考えるところであります。その観点から、請願事項について、何点か補足をさせていただきます。

まず、1点目。ごみ処理規模、日量83トンの根拠について。焼却炉は大体トン数によって、その建設費が決まってくるということがあります。この中で、新しく処理をするというごみが今度の計画であるわけですけれども、新しく処理するごみのうち、伊豆市分として剪定枝というものがあります。剪定枝というのは、要するに樹木の枝とかその

ようなものですけれども、新しいごみのうち、全部で236トン剪定枝があるわけですが、200トンが、経営者や或いはその内容が備わっていない伊豆市の大平に貯木場を造るということであります。それから出る木皮であります。木の皮であるということを言っておりますが、これを新しいごみの中に入れるのは、どうしても合点がいくわけではありません。それから、伊豆の国市の農業用残渣440トン等は、現在、伊豆の国市では廃棄物処理基本計画を見直しているということでありますので、これを焼却するかどうかは決まっているところではありません。それから新しく処理するごみのうち、災害ごみ、日量7.5トンはいわば架空のごみであります。本当に組合が処理しなければならないごみなのか、これも議論が不十分であると思われます。

次に、2点目ですけれども、発電施設の必要性と経済的合理性について。今月24日、つい最近ですけれども、組合事務局から焼却場建設についての説明が伊豆市の組合議員に行われましたが、この中で、発電施設を造った場合は、造らない場合より、維持管理費を含めて31億円程経費節減ができると説明がありました。その主な要因は、国からの交付金が発電施設を造った時には約30億円出て、なしのときには交付金ゼロという説明がありました。そこで、私は、環境省廃棄物適正処理推進課に電話をいたしまして、担当官に伺ったわけですが、その担当官の話では、発電施設を設置しなくても建設費の3分の1の交付金は出るという回答がありました。しかし、何らかの余熱利用、10%以上の余熱利用が必要だということではあります。交付金なしでごみ焼却炉を造ろうという自治体は1件もないということでありまして、何らかの形で余熱利用をすれば交付金の3分の1は出るという回答がありました。先程の、この24日にももらった説明ですけれども、議員に虚偽の事実を説明するというのは、恐れ入った行為でありまして、あきれるばかりであります。また、ごみ発電は、人口減によりごみ量が年々減少していきます。これから5年、10年、15年経てば、ごみ量は当然減少していきます。10年後、15年後にどれだけ発電できるのか、こういうことをちゃんと計算して精査する必要があると思われます。

次に、建設費の概算であります。現在、組合当局は建設費を83トンの規模で約115億円と算定をしております。これは大手プラントメーカー3社のアンケートから割り出した金額であると思われます。日本には、大手、準大手、中堅焼却炉メーカー合わせて約15社があると言われておりますが、なぜ、同じ土俵に上げようとしないのか、非常に不可解であります。大手数社だけの競争では、競争原理がまるで働かず、入札価格が高止まりになるのは火を見るより明らかであります。業者選定については、誰が見ても納得できる方式で進めていただきたいと思います。

最後に、建設を東京オリンピック後に先延ばしにするという件であります。現在は、オリンピック需要の為に、労務単価、資機材の高騰は著しいものがあります。この焼却炉の建設費ですが、10年前はトン当たり5,000万円と言われておりましたが、現在は、約1億円に跳ね上がっております。そこで、沼津市ですね、沼津市では焼却場建設スケジュールを順延して、平成31年度以降に入札を実施すると決定をいたしまして、最大約35億円の経費削減を図ろうとしております。同じように、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合も入札を先延ばしし、可能な限り、コストを縮減する方策を取れないか検討していただきたいと思います。

以上、補足説明を申し上げましたが、本請願は、あくまでも市民に対しての情報公開のお願いであります。インターネットで公開をしているという説明もありましたが、伊

豆市、伊豆の国市市民約8万人のうち、いったい何人がこの事業を理解しているのでしょうか。市の広報誌や市民説明会等を通じて、丁寧な情報公開をお願いするものであります。組合議員の皆様には、この請願の趣旨をなにとぞご理解いただき、本請願を採択していただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。以上です。

○議長（田中正男君） 説明が終わりましたのでこれより質疑に入りますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時33分  
再開 午前10時35分

○議長（田中正男君） それでは、休憩を閉じます。会議を再開いたします。

西島信也議員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質問者は、自席で質問をお願いしたいと思いますが、質問ありますでしょうか。杉山議員。

○4番（杉山誠君） 4番、杉山誠です。今、西島議員から、請願の紹介議員として説明をいただきました。その中で、安心、安全、効率的、そして経済的に優れた施設、これは、全くその通りであると思いますし、市民に対する情報公開、これもしっかりと理解をいただくために必要だと思います。しかしながら、今、西島議員の補足説明を聞いていますと、単なる情報公開ではなくて、災害ごみは必要ないであるとか、発電施設に対する虚偽の説明をしたであるとか、建設費が高騰している中で先延ばしをしていただきたいとか、要望的な、政策的な意図を持った請願のように受け止めたのですけど、西島議員の補足、これは西島議員の独自のお考えなのでしょうか。それとも請願そのものに対する基本的なお考えでどうか。その辺のところを西島議員は承知の上で説明をされたのでしょうか。お伺いします。

○議長（田中正男君） はい、西島議員。登壇してお願いします。

〔3番、西島信也君登壇〕

○3番（西島信也君） ただいまの杉山議員の質疑にお答えをしたいと思います。この請願書の内容は、結論的には情報公開をしていただきたいという説明であります。私の補足説明の中で、いろいろ注文がついているではないかということなのですけれども、ごみ処理規模を少なくしろとか、発電施設はいらないのではないかとか、そのようなことだと思いますが、この請願者の土屋さんとも何度も話し合っておるわけですけれども、土屋さんも最終的には情報公開ということですけれども、情報公開といつてもただ単に情報公開をすればよいのではなくて、いろいろな疑問点や改善できるような点はなかろうかという観点から情報公開を求めているわけであります。従って、私が先ほど申し上げた内容につきましても、土屋さんもそういうご意見なので、私が代弁させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（田中正男君） 再質問を受け付けます。杉山議員。

○4番（杉山誠君） そうすると、このごみ処理施設の計画に対する疑義をお持ちの上で、こういうことが疑問だけれども、それをはつきりさせるために情報公開をしていただきたいという意味合いだと思うのですけれども、当然、市民の皆様にもしっかりと理解をしていただく、そして議会の中でも情報をしっかりと得て、この施設の建設計画を進めていくことが大前提でありますので、疑義を晴らす目的で情報公開するということには何ら異議はないのですけれども、少しあわからぬのが、請願の趣旨の最初の方にあります

詳細な情報が議会や市民にほとんど知らされないままに事業が進んでいくことに危惧を感じますとあります。これは、情報が確かに出されていなければそういうことも当然なのですけれども、これまで決まったことは、基本計画にても全て、検討委員会の会議、その他計画策定に至る経緯とか策定された背景とか全てを広報誌、あるいは組合のホームページに掲載されているのですけれども、そして、議会でも議員に対して説明が行われています。そうなると、この説明以外に、より詳細な計算式も含めて、情報公開をしていただきたいということなのでしょうか。そういうふた情報公開ということになりますと、かなり専門的な知識も必要になるのですけれども、そういうふたものを全ての市民に情報公開をしていただきたいということでしょうか。

○議長（田中正男君） 答弁者、西島議員。その場でお願いします。

○3番（西島信也君） どの程度まで情報公開をするのかというお話ですけれども、先程も私申し上げましたが、この焼却場建設について、建設するということは伊豆市、伊豆の国市の市民も何となくわかっていると思うのですけれども、その内容ですね、例えば、何トンであるとか、ごみ発電をするとか、DBOでやるとか、そういうことを知っている人は、ほとんどいらっしゃらないと思うんですね。議員には、最近、説明もされているわけですが、一般市民に対して、ホームページや市の広報誌で説明をしているということですけれども、私もホームページを見ようとしましたが、なかなか出てこないです。どこをどうすればいいのかわからないぐらいで、その説明を出すまでは、非常な苦労がある。結局、私は、見られなかつたです。あるいは、広報誌についても本当に簡単な内容で、伊豆市佐野に建設地が決まったよと、そんな程度でございます。この事業は、伊豆市と伊豆の国市の2市でやっており、建設費と運営費を合わせて200億円になるかならないかという巨大なお金が動く事業です。何十年に一遍しかない事業なのですよ。ですから、この事業を、大方の市民の皆さんに、興味のある人に、是非情報公開をしていただきたいということで、市民のご理解を得ていただきたいという意味で、請願を出されたのだと私は思います。以上です。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 多くの市民の理解を得るために請願ということで、理解をいたしました。最後ですけれども、建設計画の先延ばしも検討していただきたいということをおっしゃっていましたけれど、西島議員は、今の伊豆市、伊豆の国市のゴミ焼却施設の現状というのは、先日の説明会でも説明を受けたと思いますが、既に4つの施設とも標準の運転年数を超えて、かなり無理をして使っていて、4年後の新施設の建設を目指して修繕を重ねてきており、今後、新施設の稼働が遅れることによって、新たな修繕や大規模改修を行わなければならなくなり、その費用が20億円を超えるという説明を受けたのですけれども、そういうことも含めて建設の基本計画を見直す、これは西島議員個人の考えになるのかもしれません、たとえそのような莫大なお金が市民の負担になつても、ごみ処理施設の建設をオリンピック後に遅らせることもよいのではないかという意味を含めてのオリンピック後の建設ということを求めているのでしょうか。あと、いくつか趣旨説明の中で、私たち組合議員が受けた説明で理解できるものが数多くあったのですが、それらの情報を請願者の皆様にお話してこられたのでしょうか。そうすると、かなり請願項目の中の、情報公開は当然してよいのですけれども、疑義、これはおかしいのではないかということを言われているのですが、それらが解消されると思いますが、それらの話し合いはされてきたのでしょうか。以上です。

○議長（田中正男君） 答弁者、西島議員。

○3番（西島信也君） 杉山議員の質疑にお答えするわけですけれども、まず、今の伊豆市、伊豆の国市の焼却場の現状という点ですけれども、確かに老朽化はしているわけであります。オリンピック後に建設を始めたらどうかということなのですけれども、何も5年も10年も先ではなくて、おそらく本当に1、2年だと思います。今ですね、伊豆市においては、柏久保の焼却場ですけど、3年ほど前に、約7億5千万円かけて修理をしたわけであります。従いまして、直ちにどうだということはないと思います。それから、土肥戸田の焼却場につきましては、傷みがあまりないのではないかと。毎日使用していないということもありまして、傷みがあまりないから、こちらは使えると。伊豆の国市の方なのですけれども、まあ、私も伊豆の国市のことよくわかりませんが、1年、2年待てないほど壊れているとも思えませんから。請願者が言っているのは、オリンピック後に入札を実施したらどうかと。伊豆市、伊豆の国市の組合では、入札は平成30年度、来年度に行うということなのですけれども、さっきお話が出ました、私が申し上げました沼津市では、平成31年度以降に入札を実施するということにしておるとの話を聞いております。従って、先送りすると言っても1年、2年の話なのです。そんな、5年も10年も先へ行くわけではありませんから、焼却場は、騙し騙しでも使えるのではないかと私は考えております。また、請願者もそうではないかと思うのですけれども、それから、請願者といろいろこういう内容について話し合いをしているかということなのですけれども、これは、請願を出すときから話し合いといいますか、私の方から情報提供はさせていただいております。なんら、食い違いというか、そういういたものはないと思っております。  
以上です。

○議長（田中正男君） 他に質疑ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（田中正男君） ないようですので、質疑は以上で終結いたします。

次に、討論に入ります。最初に、本案に対する反対討論の発言を許可いたします。

[発言する者なし]

○議長（田中正男君） ありませんか。次に、賛成討論の発言を許可します。

[発言する者なし]

○議長（田中正男君） ありませんね。それでは、これにて討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。請願第1号「伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書」について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（田中正男君） ありがとうございます。全員起立であります。よって、請願第1号は採択し、管理者に送付することと決しました。

お諮りいたします。只今採択された請願第1号について、地方自治法第125条の規定に基づき、管理者にその処理の経過及び結果の報告を請求することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（田中正男君） ありがとうございます。全員起立であります。よって、請願第1号について、管理者にその処理の経過及び結果の報告について、請求することに決しました。

## ◎閉会の宣告

○議長（田中正男君） 以上で、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本議会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田中正男君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて平成29年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前 10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 田中正男

署名議員 西島信也

署名議員 田中みどり